

# 第 1 章 総 則

## 第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第 193 号、以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき、福島県知事から指定された指定水防管理団体である会津若松市が法第32条第 1 項の規定に基づき、会津若松市の地域にかかる河川の洪水等の水害に対処し、その被害を軽減する目的で策定するものである。

なお、この計画は、会津若松市地域防災計画の部門別計画として、水防活動に関する事項について会津若松市水防協議会（以下「水防協議会」という。）の審議を経て市長が定めるものである。

※ 会津若松市水防協議会組織 資料— 1

## 第 2 節 水防計画の概要

市内の各河川等に関する水防上必要な監視・警戒・通信・連絡・輸送等、水防のための水防団及び消防機関の活動、避難の指導、その他関係機関における協力、応援並びに水防に必要な器具、資材及び施設の整備等の実施要領を示したものである。

## 第 3 節 水防の責任

### 1 水防管理団体の水防責任

水防管理団体（市町村）は、法第 3 条により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

### 2 県の水防責任

県は法第 3 条の 6 により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

## 第 4 節 県知事の承認

本計画の策定及び変更をしたときは、法第32条第 2 項に基づき直ちに知事に協議し、審査・承認を受けなければならない。